資料3「水銀フリー社会の実現に向けた熊本県の率先取組の方向性(案)」は、第3回検討会での検討用のたたき台であり、最終版の「中間とりまとめ」は、検討会での御意見を反映した内容に変更されます。

資料3

水銀フリー*社会の実現に向けた熊本県の率先取組の方向性(案)

※ 「水銀フリー」とは、水銀が含まれる製品をできる限り使わないようにし、また、使用済みの製品を適正に廃棄することにより、最終的に水銀が使われなくなる状態をいう。

熊本県では、水銀フリー熊本宣言に基づき、水銀含有製品の使用削減、代替製品への 転換促進、水銀含有廃棄物の適正処理について以下のとおり取り組む。

基本原則①「できることからやる。」

国は水俣条約批准に向けて、国内法等の整備について検討しているが、現在、未確定な部分も多い。しかし、本県においては、法制度が確定される前であっても、取り組みが可能な事項から積極的に取り組んでいく。

基本原則②「日本ひいては世界の水銀フリー実現に向けて貢献する。」

水俣病を経験した本県には、日本ひいては世界の水銀フリー実現に向けて貢献する 責務がある。そのため、モデルとなる事業の実施などを通じて、本県で展開した取組 が全国に広がるよう、挑戦的に取り組む。

1 熊本県の取組

前提

- ・水銀体温計や水銀血圧計などの高濃度に水銀を含む製品だけでなく、水銀を微量に 含む蛍光ランプ、ボタン電池等も水銀フリー社会に向けた取組の対象とする。
- ・また、廃棄物焼却施設の排ガス中に含まれる可能性がある水銀については、国が設置している中央環境審議会等の検討の動向を見極めつつ、水銀フリー社会に向けた 取組の対象とするかどうか検討する。

使用削減等

- ・代替製品及び水銀使用量が少ない製品の普及・啓発
 - 例)・水銀が与える影響や製品中の水銀使用量について広報する。
 - ・家庭等に退蔵している高濃度水銀含有製品(体温計・血圧計等)の早期回収キャンペーンを行う。

収集・運搬

【一廃・産廃共通】

- ・県民、排出事業者、一般廃棄物処理担当者及び産業廃棄物処理事業者を対象にした 研修会を開催し、水銀含有製品やその廃棄方法について周知する。
- ・蛍光ランプや体温計等の水銀含有廃棄物を安全かつ効率的に運搬するため、割れに くい容器としてどのようなものがあるのか、収集運搬業者等の意見も聞きながら検 討する。
- ・経済的で効率的な回収方法について、廃棄物処理法との整合性の検証を行い、法上 の問題がある場合には、必要に応じ特区提案等の検討を行う。

【一廃】

- ・水銀含有廃棄物について、現行における回収方法を視野に入れつつ、安全かつ効率 的に収集・運搬し、水銀を適正に回収する方法を市町村と連携して構築する。
- ・一般社団法人電池工業会は、環境大臣から産業廃棄物の広域認定を受け、ボタン電池のみを対象として電気店等に回収BOXを設置し、ボタン電池を回収しているが、この回収BOX設置店の増加につながるよう、周知に努める。
- ・また、水銀体温計等の回収についても、市町村や関係機関と連携し回収 BOX の設置を促進する。

【産廃】

- ・関係団体等と連携し、水銀含有廃棄物を効率的に収集・運搬し水銀を適正に回収する方法を構築する。
 - 例)・熊本県産廃協会による蛍光ランプ等の効率的な収集
 - ・関係団体等による水銀血圧計や体温計の収集

中間処理

- ・処分過程において水銀を環境中に飛散、流出することなく、経済的・効率的な方法 で処分されるよう、処理事業者に対し処分方法や、施設面について指導、助言する。
- ・現状でも、国の定める基準の下、熊本県産業廃棄物指導要綱に県の基準を定めているところであるが、中間処理の処分基準や構造基準について、国が設置している中央環境審議会等の検討状況を見極めつつ、不明確な部分は県として明確にしていく。
- ・水銀含有廃棄物の選別等を行った後に、金属水銀を回収する施設までの経済的で効率的な回収方法の設定を行う。

最終処分

- ・水銀含有廃棄物が直接最終処分場に埋め立てられないよう、指導等を行う。
- ・熊本市と連携し、水俣条約が発効するまでの間も、回収された水銀が世界で新たな水銀被害を生むことがないよう、県内で排出される水銀含有廃棄物から取り出される水銀量と同等量の水銀を責任を持って管理する。また、その際の安全な暫定保管の方法を検討する。

その他

・廃棄物焼却施設から飛散する水銀については、国が定める基準を見極めつつ、その 水銀量の調査や対応について検討する。

2 国への政策提案

前提

- ・微量に水銀を含む蛍光ランプやボタン電池等についても、水銀の回収を義務付ける。
- ・水銀が使用されている製品の一覧を作成・公表する。

製造事業者

- ・製造事業者に代替製品や水銀使用量が少ない製品の開発促進を働きかける。
- ・製造事業者や販売事業者に対し、製品中の水銀の有無及び廃棄の際の注意事項を表示するよう働きかける。また、自主回収の強化・構築を促す。
- ・水銀フリー化を行っていないボタン電池や海外製の乾電池を利用した玩具等の製造 事業者や販売事業者に対しても、製品中に水銀含有製品を利用していること及び、 廃棄の際の注意事項を表示するよう働きかける。

収集・運搬

- ・全国における効果的な分別・収集事例を集め、自治体、事業者等に情報発信する。 処分方法
 - ・現在、水銀を回収処理している事業者の実態を把握し、適正な処分を行うよう事業 者を育成する。
 - ・水銀含有廃棄物の処分過程において、環境中に水銀が飛散、流出しない処分基準や 中間処理施設及び最終処分場の構造基準を明確に定める。

体制整備

・水銀含有廃棄物の適正処理のために必要な支援(指導、助言、助成等)を行う。

その他

・水銀含有廃棄物の処理に関して、関係者が不安を抱かないよう、今後の検討スケジュールを明確にする。